



資料1

水防管理者と河川管理者の
役割分担の確認について

水防法に定める各機関の役割

(水防法第3条)

市町村は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

- ・水防組織(消防団)の整備
- ・水防に関するあらゆる準備行為
- ・具体的な水防活動等水防全般関すること 等

(水防法第3条の6)

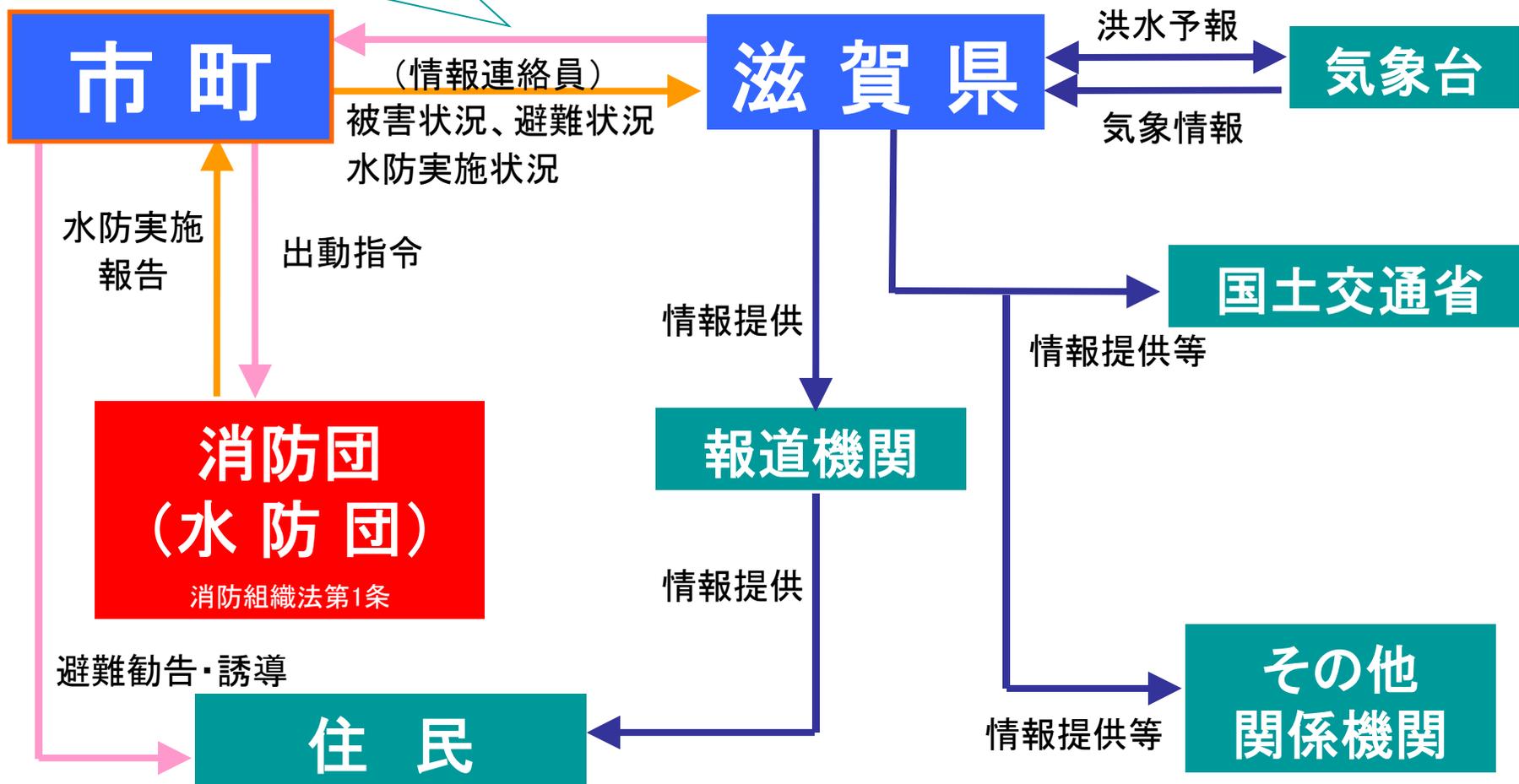
都道府県は、その区域における水防管理団体(市町村)が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

- ・水防計画書(県)の作成
- ・洪水予報、避難判断水位到達情報などの通知、周知
- ・水防警報の発表 等



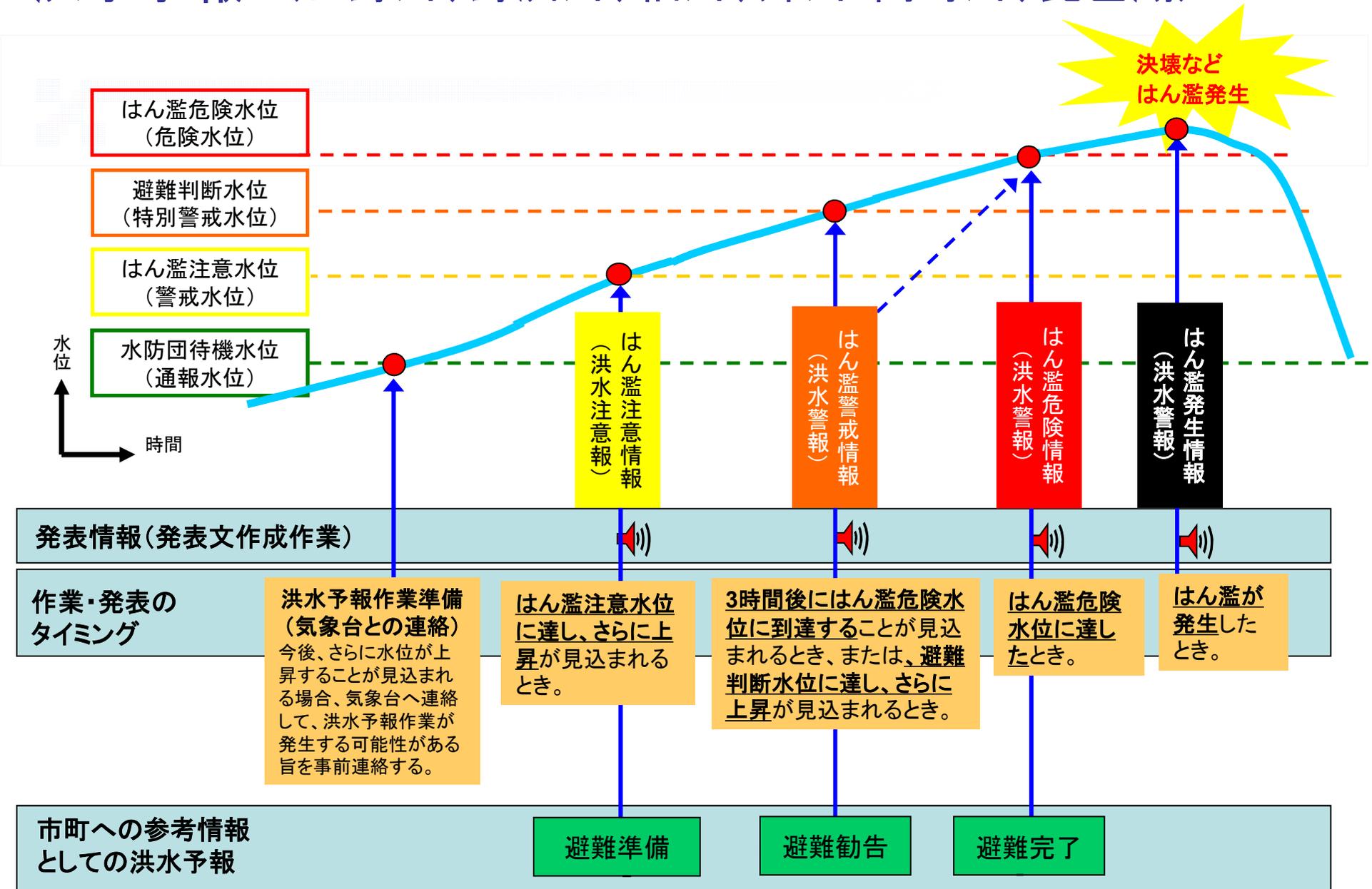
水防体制時の情報伝達

気象情報、洪水予報・水位周知情報、水防警報、雨量情報、水位情報、河川防災カメラ画像など





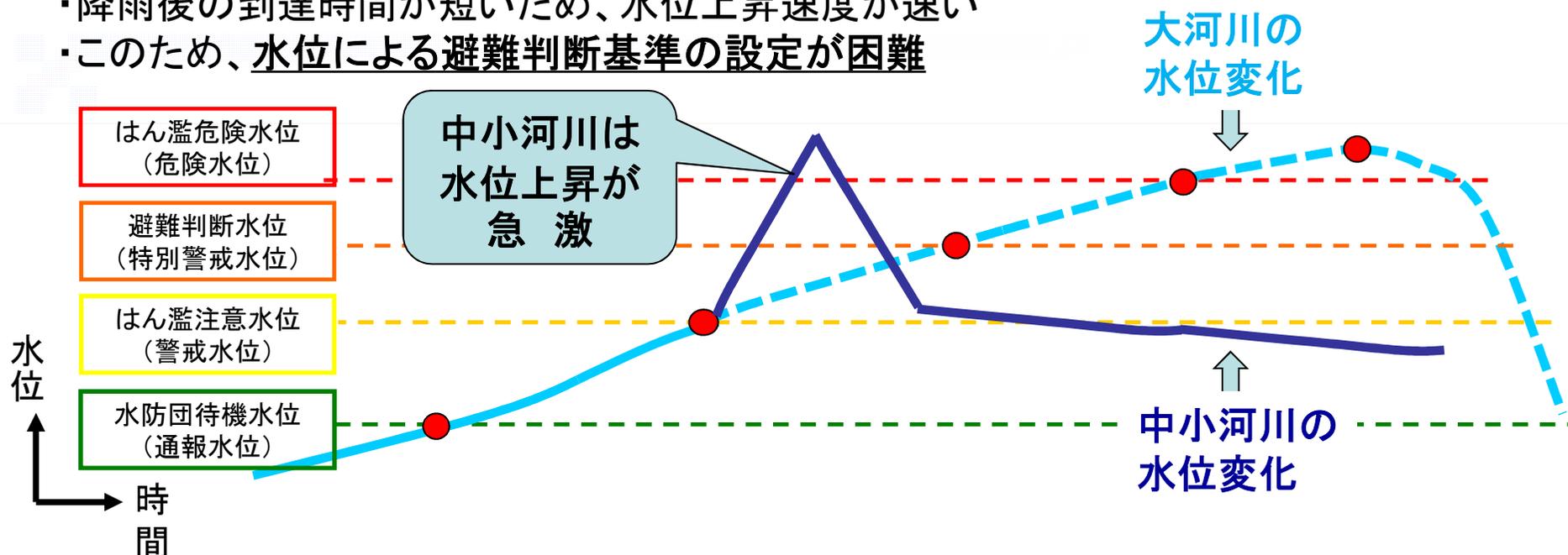
洪水予報（日野川、野洲川、杣川、姉川・高時川、琵琶湖）





中小河川の特徴、対応案

- ・降雨後の到達時間が短いため、水位上昇速度が速い
- ・このため、水位による避難判断基準の設定が困難



【中小河川における取り組み状況】

- ・「水害に強い地域づくり協議会」で、①簡易量水標の設置や②水位と雨量による避難判断の目安となる基準の検討を行っている。
- ・検討結果は、市町の避難勧告発令基準等への反映を行うこととしている
(例 ●●橋水位が0.9mを超え、かつ時間雨量50mm降雨を観測した時点で避難勧告)
- ・取り組み箇所
 - ～H26: 鴨川(高島市)
 - H27～: 草津川上流、狼川(草津市)、祖父川(竜王町)、荒川(湖南市)、米川(長浜市)、出川(米原市)